

鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金

のご案内（令和7年度）

県内の企業や業界団体等が行う、外国人労働者のための日本語学習支援や働きやすい社内環境整備、技能・学科試験対策へ助成します！



①日本語学習支援事業

外国人労働者の日本語能力向上を目的に実施する事業

- ＜例＞・日本語学習会の開催
・外国人労働者の日本語学習のための学習教材購入 など

②働きやすい社内環境整備事業

外国人労働者が働きやすい社内環境整備を目的に実施する事業

- ＜例＞・業務マニュアルや安全表示看板などの翻訳
・業務で使用する専門用語語彙リストの作成
・外国人労働者指導のための講習受講 など

③技能・学科試験対策事業

NEW

外国人労働者の特定技能 2 号への移行を目的に試験対策を実施する事業

- ＜例＞・技能・学科試験の対策に係る講師の謝金・旅費
・試験対策のために受講する研修等の受講料 など

に対して県が支援します。

【補助率】1/2

上限UP

【補助上限額】500千円／1事業者

※複数の事業所の外国人労働者を対象とした事業を実施する場合 1,000千円

【補助対象事業者】

- ・県内事業所で外国人を受け入れている県内事業者（農林水産業者、個人事業主等を含む）
- ・県内に事業所を有する業界団体及び監理支援機関

R6年度までの補助金との変更点

- ・補助上限額を増額しました。
- ・県内で働く特定技能 1 号外国人労働者の特定技能 2 号への移行を促進するため、移行に必要な技能・学科試験等の対策に要する経費を補助対象に追加しました。

【補助金事務の流れ】

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
①補助金交付申請書提出	申請者	事業実施前	事業開始日までに交付決定を受けられるように補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、県雇用・働き方政策課へ提出してください。
②補助金交付決定	県	①の受付後30日以内	提出された書類を県雇用・働き方政策課で審査し、交付決定（又は不決定）します。
③補助金事業の実施	申請者	交付決定後～ 令和8年2月28日	交付決定後に、事業を開始してください。 ※交付決定前の契約・支出案件は補助対象外です。
④補助金実績報告書提出	申請者	事業終了後20日を経過する日まで又は令和8年3月10日のいずれか早い日	事業が完了したら、補助金実績報告書、事業報告書、収支決算書、口座振込依頼書（※）を作成し、支出の根拠書類（領収書の写し等）を添えて、県雇用・働き方政策課へ提出してください。 ※ 債権者登録口座への振込希望の場合は、その旨連絡。
⑤補助金額の確定	県	④の受領・審査後、速やかに	提出された実績報告書を県雇用・働き方政策課で審査し、補助金額を確定します。
⑥補助金支払	県	確定通知送付から2週間程度	補助金を口座に振り込みます。

【提出書類】

提出書類は県公式ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/291779.htm>）からダウンロードしてください。



【書類の提出先】 *以下のいずれかの方法で提出してください。

- 電子申請の場合…とっとり電子申請サービスのフォームから必要書類を提出してください。（提出書類を掲載しているウェブページ↑にリンクを掲載しています。）
- メール・郵送・持参の場合…以下の【提出・問合せ先】へ必要書類を提出してください。

【補助金申請にあたっての留意事項】

- ※交付決定前に契約、支払いなどをしていた経費については補助金を交付できませんので、計画を立てたら早めに申請してください。事業期間は令和8年2月28日までです。
- ※消費税分は補助対象経費となりませんので、申請額・報告額は税抜きの額で記載してください。
- ※補助金は精算払します。
- ※実績報告書を提出いただく際に、支出が分かる書類（領収書の写し等）の添付が必要ですので、事業に関する領収書等は必ず保管しておいてください。

【提出・問合せ先】

R7.3月作成

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 障がい者・外国人就労支援室
〒680-8570 鳥取市東町1-220
電話：0857-26-7699 ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp